

第 1 回新型インフルエンザ等対策審議会における議論を踏まえた行動計画案の修正等について（案）

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
医療機関の役割	福原委員	(6)各種医療機関の役割について、整理をお願いしたい。	<p>◆行動計画の修正 医療機関の種類ごとに役割を加筆修正します。</p> <p>◇マニュアル等に記載 各種医療機関の詳細な役割等については、今後策定予定のマニュアル等に記載することとします。</p>	<p>P.12 (6) 医療機関の役割</p> <p><u>医療機関は、新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の策定等事前の準備に努める。</u></p> <p>①感染症指定医療機関(感染症法第 38 条) <u>府内発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。</u></p> <p>②指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関（日赤病院、済生会病院、労災病院等を指す。以下同じ。）及び協力医療機関 <u>帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。</u></p> <p>③一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。) <u>府内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受入れ、適切に医療の提供を行う。</u></p>

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
強毒性の場合の医療体制	木野委員	強毒性ウイルスでは、あっという間にパンデミックになる。そうなった時に現在の病院の体制では適応できない。強毒性では災害医療と全く同じ。ある程度、大阪府としての方向性を示してもらい、これを受けて、地域ごとに各専門の関係各所と話し合いながら、病院以外のところでも治療するところを考えていなければならない。	◆行動計画の修正 府内感染期における医療体制を確保するため、医療機関以外の機関との連携強化等について追記します。	P.25 (5) 医療 ③発生時における医療体制の維持・確保に、以下を追加。 <u>・既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、市町村や自衛隊等関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保する必要がある。</u> P.57 本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合について修正 ②府は、国や市町村、 <u>関係機関</u> と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。
感染期の医療体制	太田委員	府内感染期には一般診療所が手分けする必要がある。そのためには、医療従事者に医学的な知識を習得していただく必要があるので、研修をした上で、医療機関の選定が必要になる。	◆行動計画の修正 府内感染期における医療体制の整備については、人材育成や院内感染について、基本的考え方を追記します。	P.24 (5) 医療 ①基本的考え方 <u>・府内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療関係者に対し、感染症に関する研修を行うなど、人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等受入体制の充実を図る必要がある。</u>
	朝野会長	院内感染対策に対する研修の機会を何回か設けることは非常に重要だ。		

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
病床確保	太田委員	病床数の確保は、今どれくらいあるのか。急性期には、とにかく封じ込めなければならないので、全てが個室単位の入院になる。そういう計算の元で、今どれくらい大阪府に余裕があるのか。最初に搬入される人たち(子どもや妊婦)を入院させるための個室がどれくらいあるのか。	◇マニュアル等の対応 最大確保可能病床数の把握については、今後、国が示す増床の余地等についての調査項目やその方法などを基にマニュアル等を作成し、把握に努めます。	
	朝野会長	最大限どれくらいの病床が確保できるかはみておかなければならない。		
風評被害	太田委員	確実に伝える伝達手段と公開の範囲(拙速に公開すると風評被害なども生じる)が気になる。	◆行動計画の修正 風評被害への対応については、市町村や関係機関等との連携・協力について加筆します。 また、情報提供・共有については、報道機関との事前調整について追記します。 ◇マニュアル等の対応 本府では、広報チームを組成し、一元的に情報提供することとしておりますが、その詳細については、マニュアル等に記載します。	P.30
	朝野会長	誰がどういう形で公表するかの判断は府で一元化して行うのか。		
	窪川委員	報道提供の基準を決定するには、府とメディアとの事前の取決めが必要。そこでまとめたものをガイドラインに落とし込む機会が必要だ。 また、保健所への取材をどうするのかということは大きな検討課題になる。		
				イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。 <u>・個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整</u>

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
	近藤委員	住民は、真っ先に市町村に問い合わせる。風評被害については、統一的な対応が課題ではないか。		P.20 ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、 <u>市町村、医療関係機関や専門家と連携・協力して</u> 、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
情報提供 共有	宮川委員	双方向性の情報伝達のシステムが必要であり、既存のシステム等も府の対策に有用に使っていただきたい。	◇マニュアル等の対応 P.25「医療分野における対策の推進に当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、府医師会・郡市区医師会・病院・学会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。」と記載があります。 併せて、医療における情報収集、提供手段については費用対効果を見極めつつ最適な方法をマニュアル等に記載します。	
	小野委員	コールセンターや情報の収集、あるいは提供が市の側としては、たたき台だけでは整理がつかない。もう少し整理をしていただきたい。(広報チーム、帰国者・接触者相談センター、府のコールセンター、市町村のコールセンターの関連性)	◇マニュアル等の対応 各種相談体制等の関連性についてもマニュアル等において詳細を記載します。	

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分	
サーベイランス	宮川委員	重大な感染症が起こった場合は、発生したときから多様な方法で情報を吸い上げて頂きたい。	◇マニュアル等の対応 計画記載のサーベイランスについては、国ガイドラインに準拠しています。 薬局サーベイランスをはじめ、多様な情報の吸い上げについては、今後の課題として、マニュアル等作成時に検討します。		
	朝野会長	例えば、薬局サーベイなども医師会、薬剤師会と協力してガイドラインの段階で情報収集についても項を設けてほしい。			
	乾委員	薬局サーベイは、まだまだ広がりが無い。日本薬剤師会でも今後積極的に進めていくことにしている。早急にやっていきたい。			
広域的対応	朝野会長	休校の規模等様々な基準が府県間で異なることのないよう調整が必要。これは関西広域連合というよいシステムがある。	◆行動計画の修正 関西広域連合が作成予定の行動計画に関する記載を加筆します。	P.10	<p>(2) 近隣府県及び関西広域連合 近隣府県及び関西広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能を維持するため、必要に応じ、相互に連携して、<u>外出制限や施設の使用制限等における基準づくりや啓発、広報等</u>府県の行政区域を超えた広域的対応を図るよう調整することが望まれる。</p> <p><u>とりわけ、関西広域連合が策定予定の行動計画においては、以下の項目について記載されることが期待される。</u></p> <p>《項目例》</p> <p><u>・通勤、通学地と住所地が異なる感染事例への対応</u></p>

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
	神田委員	関西広域連合にも広域の調整をしてほしい。具体的に何が広域連合の仕事で、ここからは府の仕事なのかということ働きかけてほしい。		<ul style="list-style-type: none"> • <u>公共交通機関、ライフライン企業等広域的に活動する関係機関への要請など</u> • <u>風評被害への対応、啓発広報</u> • <u>予防接種の広域的対応</u> • <u>外出制限や施設の使用制限等における基準づくり</u> • <u>府県間の連絡調整</u> • <u>その他必要な事項</u>
ワクチン接種	朝野会長	国で一番問題になったのは、住民票のあるところで接種できる人ばかりではないということ。他の市町村で入院している者等は接種できない。国が3分の1のお金を出すなど、お金のやりとりの問題が出てきている。これが非常に大きな議論になっている。	◇マニュアル等の対応 ワクチンの流通、数量確保、搬送方法等については、今後、厚生労働省が策定予定の実施要領や手引きを参考に詳細をマニュアル等に記載します。	
	小野委員	ワクチンの具体的な市町村への搬送あるいは数量の確保などは、具体的に落とし込んでほしい。		

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
	奥野委員	ワクチンを作るには、相当時間がかかる。流行に間に合うのはごく一部のワクチン。ワクチンはそう簡単には出来ない。	◆行動計画の修正 自然災害等や他の感染症と比較して、対応が異なる項目として明記します。	P.8 5. 社会・経済への影響 <u>【参考：新型インフルエンザ等対策が自然災害等や他の感染症対策と異なる点】</u> <u>・ワクチンの必要量を確保するためには相当期間を要する。</u>
対策の前倒し	宮川委員	中国の鳥インフルエンザにおいても、大阪府、大阪市、府医師会が前の段階から議論をスタートし、体制は既に組んでいる。	◆行動計画の修正 府内でのまん延をできるだけ遅らせるためには、早め早めに対策に着手する必要があるため、横断的留意点に加筆します。	P.17 9. 府行動計画の主要6項目及び横断的留意点 府行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する」及び「府民生活及び府民経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の(1)～(6)の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。 <u>なお、各対策の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえるとともに、関係者の理解と協力のもと柔軟に対応するものとする。</u> (P.3, 4, P.8にも同趣旨の記載があります。)
	朝野会長	対策を前倒して、皆の協力のもと体制を整えていく。		
訓練	太田委員	全体の流れをシミュレーションし、その結果をフィードバックしなくてよいのか。	◆行動計画の修正 マニュアル等へのフィードバックについて加筆します。	P.2 今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備する <u>ことにより</u> とともに、 <u>最新の知見や訓練の結果をマニュアル等の見直しに反映させることにより</u> 、本府の新型インフルエンザ等の対策を充実させることとする。

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
危機管理体制の強化	木野委員	危機管理においては、自衛隊を含めた徹底した体制をとらないといけない。一旦、ウイルスが府内に侵入してしまうと、とんでもないことになる。	◆行動計画の修正 関係機関の連携について加筆します。	P.18 P.28 (1) 実施体制 ・庁内各部局においては、国や市町村、 <u>関係機関、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。</u> ・府は、 <u>災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等、</u> 自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を <u>進める強化する。</u>
消費者行動	瀬戸山委員	府民生活の安定には、府民の協力が不可欠。 府内未発生期段階においても、消費者の買い占め行動や事業者への売惜しみは、十分想定でき、呼びかけを始めておく必要がある。 また、食料品や生活必需品等の備蓄も併せて行う必要がある。	◆行動計画の修正 府内未発生期においても、府内発生早期、府内感染期と同様に、府民への呼びかけについて追記します。	P.41 (6) 府民生活及び府民経済の安定の確保 <u>③府民・事業者への呼びかけ</u> ・府は、 <u>府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》</u> ・府、市町村は、 <u>府民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。《危機管理室》</u>
府民への情報提供	八木委員	住民広報に関する資料や、対応窓口の一元化が望ましい（新型インフル、地震対策と個別に情報提供を行うのではなく、住民に対しては、一本化した資料、対応窓口とすることが望ましい）。	◇マニュアル等の対応 危機管理室と調整するとともに、マニュアル等作成時に検討します。	

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分	
	瀬戸山 委員	未発生時期に、どのようなものをどの程度、府民が備蓄しておく必要があるかのリストや分量を示す啓発文書（カード等）を発行したり、生活用品小売やドラッグストアなどに配布掲示してはどうか。			
災害と感染症の被害の差異	朝野会長	府だけで 12,000 人死者が出る場合、全国でも多くの人々が感染している。災害は被害が集中するが、感染症はあっという間に広がる。	◆行動計画の修正 自然災害等や他の感染症と比較して、対応が異なることを明記します。	P.8	<p>5. 社会・経済への影響</p> <p><u>【参考：新型インフルエンザ等対策が自然災害等や他の感染症対策と異なる点】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新型インフルエンザ等の流行は、いずれは発生するが、その時期は予測不可能であり、その予兆を捉えることは困難である。</u> <u>・新型インフルエンザ等の流行は全国で同時に発生することが予想されるため、自然災害のように被災していない地域からの応援を求めることは困難である。</u> <u>・新型インフルエンザ等の被害は、数週間から数か月の中長期に渡り発生することが想定される。</u> <u>・医療従事者の感染リスクが最も高いことから、医療体制の確保に影響を及ぼす。</u>

項目	発言者	発言要旨	府の考え方	行動計画修正部分
				<p>・<u>感染拡大を抑制するためには、行政や医療機関等関係機関のみならず、府民一人ひとりの正しい理解と協力が不可欠である。</u></p>
業務の継続	永松委員	<p>毒性が高くないものであるとすれば、事業者が行っている事業の継続を無闇に止めたりしないということを行動計画の中にある一定のレベルまでは括るということも大切。</p>	<p>侵入したウイルスの特性に応じた対策を講じるため、国においては対策本部が専門家の意見を聞いて基本的対処方針を定め、本府においては、基本的対処方針に加え有識者の意見を聞いて、適切な対応を決定します。</p>	
	神田委員	<p>現在、自然災害はそれなりに事例もあるが、感染症はそれほど多くない。各企業で経験のないBCPの作成について、国がガイドライン的なことを示すのか、府として独自の支援メニューがあれば、支援しやすくなる。</p>	<p>国のガイドライン(P.174～)を参照して頂くとともに、事業者向け研修会等について協力を検討します。</p> <p>また、社会機能維持のため、厚生労働省が登録事業者の登録を行いますが、その登録の要件として、BCPの策定が義務付けられると聞いております。登録に際し、必要な支援が得られるよう、国に対し、引く続き要望等を行います。</p>	

市町村及び関係機関からの意見等に基づく行動計画の修正等について

ページ	修正箇所・指摘事項等	対応とその理由等	修正案
P.15	(5)特措法における保健所が担う主な役割 ・特措法に基づき、保健所設置市が所管する保健所が担う役割は、府保健所と同様とし、概ね以下のとおりとする。	保健所設置市から、府の保健所の役割と保健所設置市の保健所の役割が判然としないという指摘があったため、加筆修正しました。	(5)特措法における保健所が担う主な役割 ・特措法に基づき、保健所設置市が所管する保健所が担う役割は、 概ね 府保健所と同様とし、 概ね以下のとおり とする。 表の題名： <u>府保健所の役割の概要</u>
P.22	イ 住民に対する予防接種	市町村から、府の支援について、留意点にも記載するよう指摘があったため、追記しました。	<u>・府は、市町村が住民接種を円滑に実施できるよう必要な支援を行う。</u>
P.27		保健所設置市から、発生段階における保健所設置市の体制整備について、記載するよう指摘があったため、新たに記載しました。	<u>・保健所設置市は、府が対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。《危機管理室・健康医療部》</u>
	たたき台においては、歯科医療機関の安全性等は確保されておらず、具体的な医療資機材の確保の方法や費用負担のあり方、歯科医師会の役割等も明らかになっていないと考える。	歯科医療機関を含めた医療機関に対しては、院内感染防止対策に関する情報提供等を行うとともに、十分な防御なくウイルスに曝露した時には、抗インフルエンザ薬の予防投与を行う等の対応を記載しております（P40、47）。 医療資機材については、各医療機関において行うという国に準じた対応としております（P12）。 歯科医師会の役割については、指定地方公共機関の役割として包括的に記載しております（P.12）。	
	地域の医師会の名称を、統一するよう指摘がありました。	「郡市区医師会」に名称を統一しました。	
P.7	本府の流行規模の想定にあたっては、政府行動計画の中で示された推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。	国から算定の説明が必要との指摘があったため加筆しました。	本府における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

事務局による行動計画の修正について			
ページ	修正箇所	対応とその理由等	修正案
P.1 ~ 2		体制整備について新たに記載しました。	2. 本府における行動計画策定等の経緯 <u>また、政府対策本部が設置された場合には、知事を本部長とし、副知事・部局長等からなる府対策本部を速やかに設置し、全庁挙げて対策を推進するため、平成25年3月に大阪府新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、体制整備を行った。</u>
P.4		実際に発生した際に、行動計画に記載された項目のうち、実施すべき対策の選択に関して、新たに記載しました。	<u>なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが府民生活及び府民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択する。</u>
P.15		保健所設置市との連携を強化し、実施体制を充実させるため、連絡会議等について新たに記載しました。	<u>・府は、新型インフルエンザ等発生前から保健所設置市との連携を強化するため、適宜、連絡会議を開催する。</u>

ページ	修正箇所	対応とその理由	修正案
P.29 P.37 P.43 P.52		<p>国に確認したところ、感染症流行予測調査及び動物サーベイは、通常のサーベイランス体制として、全期に渡って実施することが判明したため、未発生期～府内感染期に渡り、加筆修正しました。</p>	<p>○未発生期（P.29） <u>オ 感染症流行予測調査（血清抗体検査）</u> <u>府は、国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。</u> ≪健康医療部≫</p> <p>カ <u>鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス</u> <u>府は、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。</u> ≪環境農林水産部≫</p> <p>○府内未発生期（P.37） <u>カ 感染症流行予測調査（血清抗体検査）</u> <u>府は、国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。</u> ≪健康医療部≫</p> <p>キ <u>鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス</u> 府は、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。 ≪環境農林水産部≫</p>

ページ	修正箇所	対応とその理由	修正案
			<p>○府内発生早期（P.43）</p> <p>②サーベイランス体制の強化</p> <p>ア 府及び保健所設置市は、府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、以下のサーベイランスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染症流行予測調査</u> ・ <u>鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス</u> <p>○府内感染期（P.52）</p> <p>②サーベイランス</p> <p>イ その他のサーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）、入院サーベイランス、<u>感染症流行予測調査、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス</u>は継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。 <p style="text-align: right;">《健康医療部・環境農林水産部》</p>
P.72		各発生段階における対策を容易に確認することができるよう、一覧表を作成しました。	参考資料2「発生段階別対応一覧」を添付しました。